

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 一般常識徹底攻略2022年版」正誤表・補遺について

2022年度社会保険労務士試験は、2022年4月15日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2022年1月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2022年4月15日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2022年5月18日)

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
P26	最終行下に追加		<u>□仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を認定する制度「くるみん認定」の認定基準を見直し新たに「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」が追加された。</u>	5/18
P76	3. 保険給付の表中	②傷病手当金の支給	②傷病手当金の支給 (支給を始めた日から通算して3年間)	5/18
P77	健康保険法と船員保険法の比較「表中」	支給期間：最大1年6月 支給期間：最大3年	支給期間：最大 <u>通算</u> 1年6月間 支給期間：最大 <u>通算</u> 3年間	5/18
P83	最終行下に追加		<u>□企業型年金、個人型年金ともに老齢給付金受給開始時期の上限年齢が75歳に引き上げられた。</u>	5/18
P94	1行目	第3章 令和2年賃金構造基本統計調査	第3章 令和3年賃金構造基本統計調査	5/18
P94	(1) 賃金の推移「表中」	307,700 円 (同年比0.6%増) 338,800 円 (同年比0.8%増) 251,800 円 (同年比0.8%増)	<u>307,400 円 (同年比0.1%減)</u> <u>337,200 円 (同年比0.5%減)</u> <u>253,600 円 (同年比0.7%増)</u>	5/18

P 94	10 行目	男女間賃金格差（男＝100）は、74.3。	男女間賃金格差（男＝100）は、 <u>75.2</u> 。	5/18
P 94	12 行目	・・・年齢階級が高いほど賃金も高く <u>55 歳～59 歳で 420.1 千円と賃金がピーク</u> ・・・女性では <u>50～54 歳の 274.7 千円がピーク</u> となっているが、・・・	・・・年齢階級が高いほど賃金も高く <u>55 歳～59 歳で 413.6 千円（20～24 歳の賃金を 100 とすると 192.0）と賃金がピーク</u> ・・・女性では <u>50～54 歳の 277.9 千円（同 131.9）がピーク</u> となっているが、・・・	5/18
P 94	(3) 企業規模別に見た賃金「表中」	377,100 円（前年比 0.2%増） 266,400 円（前年比 0.4%減） 331,700 円（前年比 2.3%増） 253,100 円（前年比 2.1%増） 302,400 円（前年比 0.8%増） 232,900 円（前年比 1.0%増）	<u>375,900 円（前年比 0.3%減）</u> <u>271,000 円（前年比 1.7%増）</u> <u>328,000 円（前年比 1.1%減）</u> <u>252,500 円（前年比 0.2%減）</u> <u>303,600 円（前年比 0.4%増）</u> <u>235,000 円（前年比 0.9%増）</u>	5/18
P 94	20 行目	・・・男性で、中企業 88.0、小企業 80.2、女性で中企業 95.0、小企業 87.4 となっている。	・・・男性で、中企業 <u>87.3</u> 、小企業 <u>80.8</u> 、女性で中企業 <u>93.2</u> 、小企業 <u>86.7</u> となっている。	5/18
P 94	25 行目	主な産業別に賃金をみると、男性では、「金融業，保険業」が最も高く、次いで「教育，学習支援業」となっており、「宿泊業，飲食サービス業」が最も低くなっている。女性では、「情報通信業」が最も高く、次いで「教育，学習支援	<u>産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」となっており、「宿泊業，飲食サービス業」が最も低くなっている。男女別にみると、男性では</u>	5/18

		業」となっており、「宿泊業、飲食サービス業」が最も低くなっている。 賃金カーブをみると、男性では、「金融業、保険業」は50～54歳で賃金がピークとなり、その後大きく下降している。また、「宿泊業、飲食サービス業」は他の産業に比べ賃金カーブの変化が緩やかとなっている。女性では、「教育、学習支援業」は、年齢階級が高くなるとともにおおむね賃金も上昇しているが、他の産業は賃金の上昇が緩やかとなっている。	<u>「金融業、保険業」、女性では「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高くなっており、男性では「サービス業（他に分類されないもの）」、女性では「宿泊業、飲食サービス業」が最も低くなっている。</u>	
P 95	(5) 雇用形態別に見た賃金「表中」	324,200 円（前年同額） 350,700 円（前年比0.3%増） 269,200 円（前年比0.2%増） 214,800 円（前年比2.5%増） 240,200 円（前年比3.4%増） 193,300 円（前年比2.4%増）	<u>323,400 円（前年比0.2%減）</u> <u>348,800 円（前年比0.5%減）</u> <u>270,600 円（前年比0.5%増）</u> <u>216,700 円（前年比0.9%増）</u> <u>241,300 円（前年比0.5%増）</u> <u>195,400 円（前年比1.1%増）</u>	5/18
P 95	5 行目	・・・男女計 66.3、男性 68.5、女性 71.8 となっている。・・・主な産業別では「卸売業、小売業」となっている。	・・・男女計 <u>67.0</u> 、男性 <u>69.2</u> 、女性 <u>72.2</u> となっている。・・・主な産業別では「 <u>電気・ガス・熱供給・水道業</u> 」	5/18

			となっている。	
P 95	9 行目	・・・役職別の賃金をみると、男性では、部長級 601.7 千円、課長級 499.0 千円、係長級 381.7 千円、女性では、部長級 520.5 千円、課長級 443.1 千円、係長級 337.3 千円となっている。	・・・、役職別の賃金をみると、 <u>男女計では、部長級 577.9 千円、課長級 476.3 千円、係長級 367.8 千円</u> となっている。男女別にみると、男性では、部長級 <u>585.8 千円</u> 、課長級 <u>484.6 千円</u> 、係長級 <u>376.7 千円</u> 、女性では、部長級 <u>497.2 千円</u> 、課長級 <u>422.1 千円</u> 、係長級 <u>334.7 千円</u> となっている。	5/18
P 95	(7) 在留資格区別にみた賃金「表中」	218,1 千円 (対前年比 3.1%減) 302.2 千円 (対前年比 6.7%減) 174.6 千円 (対前年比 - ) 257.0 千円 (対前年比 4.2%増) 161.7 千円 (対前年比 2.5%増) 205.3 千円 (対前年比 6.1%減)	<u>228,1 千円</u> (対前年比 4.6%増) <u>326.5 千円</u> (対前年比 8.0%増) <u>194.9 千円</u> (対前年比 11.6%増) <u>270.6 千円</u> (対前年比 5.3%増) <u>164.1 千円</u> (対前年比 1.5%増) <u>189.6 千円</u> (対前年比 7.6%減)	5/18
P 95	短時間労働者の 1 時間あたり賃金「表中」	1,412 円 1,658 円 1,321 円	<u>1,384 円</u> <u>1,631 円</u> <u>1,290 円</u>	5/18
P 95	26 行目	・・・男性では 50～54 歳で 2,367 円、女性では、35～39 歳で 1,471 円となっている。	・・・男性では <u>35～39 歳で 2,439 円</u> 、女性では、 <u>30～34 歳で 1,380 円</u> となっている。	5/18
P96	(2) 企業規模別にみた 1 時間あたり賃金「表中」	1,465 円 (前年比 4.1%増) 1,288 円 (前年比 10.4%増)	<u>1,469 円</u> (前年比 0.3%増) <u>1,263 円</u> (前年比 1.9%減)	5/18

		2,052 円（前年比 2.2% 増） 1,392 円（前年比 11.8% 増） 1,579 円（前年比 3.1% 増） 1,306 円（前年比 13.3% 増）	1,930 円（前年比 5.9% 減） 1,359 円（前年比 2.4% 減） 1,613 円（前年比 2.2% 増） 1,274 円（前年比 2.5% 減）	
P96	6 行目	（3）主な産業別にみた賃金 主な産業別に 1 時間当たり賃金をみると、男性では、「医療、福祉」（3,807 円）が、女性では「医療、福祉」（1,555 円）が最も高くなっている。	（3）産業別にみた賃金 産業別に 1 時間当たり賃金をみると、男女計では「教育、学習支援業」（2,418 円）、男性では「医療、福祉」（3,736 円）、女性では「教育、学習支援業」（2,081 円）が最も高くなっている。	5/18
P108	最終行下に追加		VIII 社会保障協定 日本とフィンランドの間の社会保障協定が発効し相手国は、 <b>21 か国</b> となった。 発効済みの社会保障協定の相手国 ①ドイツ ②イギリス ③韓国 ④アメリカ ⑤ベルギー⑥フランス ⑦カナダ ⑧オーストラリア ⑨オランダ ⑩チェコ⑪スペイン ⑫アイルランド ⑬ブラジル ⑭スイス ⑮ハンガリー⑯インド ⑰ルクセンブルク ⑱フィリピン	5/18

			ロバキア ⑳中国 ㉑フィンランド	
P 130	問題 68	令和 2 年賃金構造基本統計・・・	令和 3 年賃金構造基本統計・・・	5/18
P 130	問題 69	令和 2 年賃金構造基本統計・・・	令和 3 年賃金構造基本統計・・・	5/18
P 130	問題 70	令和 2 年賃金構造基本統計・・・	令和 3 年賃金構造基本統計・・・	5/18
P 130	問題 71	令和 2 年賃金構造基本統計・・・	令和 3 年賃金構造基本統計・・・	5/18
P 130	問題 72	令和 2 年賃金構造基本統計・・・	令和 3 年賃金構造基本統計・・・	5/18
P 131	問題 68 解答	○ 設問のとおり。昨年と同じ。比較可能な昭和 51 年調査以降で男女間賃金格差は過去最少である。	× 男女間賃金格差は男性を 100 とすると女性は 75.2 である。昨年は 74.3 と比較可能な昭和 51 年調査以降で男女間格差は過去最少であった。	5/18
P 131	問題 70 解答	女性は大企業で前年を下回っている。それ以外は男女とも前年を上回っている。	前年を上回っているのは男性では、小企業のみ。女性では、大企業及び小企業となっている。	5/18
P 131	問題 71 解答	女性では「教育、学習支援業」が最も高くなっている。その他は正しい。	男性では、「金融業、保険業」が最も高く「サービス業（他に分類されないもの）」が最も低くなっており、女性では「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も高く「宿泊業、飲食サービス業」も最も低くなっている。	5/1

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

(最終更新：2022年6月28日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
P133	問 82 解答	部長相当職では、6.9% (平成 30 年度 6.7%) と 1 割を超えていない。	部長相当職では、8.4% (令和元年度 6.9%) と 1 割を超えていない。	6/28
P133	問 84 解答	男性の育児休業取得者 の割合は年々増加して おり、15.8%と 1 割を超 えている。	男性の育児休業取得者 の割合は年々増加して おり、12.65%と 1 割を 超えている。	6/28